

改正

平成18年3月27日告示第69号

平成19年3月9日告示第59号

平成21年3月27日告示第55号

平成23年3月30日告示第91号

平成24年1月24日告示第18号

平成24年8月10日告示第221号

平成26年7月18日告示第209号

平成28年3月30日告示第120号

平成30年4月27日告示第149号

平成31年3月28日告示第117号

令和2年4月14日告示第134号

令和3年3月17日告示第68号

令和4年1月14日告示第7号

鴻巣市優良工事表彰要綱

(目的)

第1条 この告示は、優良工事を施工した業者等を表彰することにより、施工意欲を高め市発注工事（修繕、解体、しゅんせつ等を除く。以下「工事」という。）の質的向上を図ることを目的とする。

(表彰の種類)

第2条 表彰の種類は、優良工事業者表彰、優良工事現場代理人表彰及び優良工事現場代理人特別表彰とする。

2 前項に規定する表彰のうち、優良工事業者表彰は別表に掲げる工事部門ごとに表彰する。

(表彰の対象となる工事)

第3条 この告示による表彰の対象となる工事（以下「対象工事」という。）は、次の各号のいずれにも該当する工事とする。

(1) 請負金額が500万円以上の工事であること。

(2) 表彰を行う年度の前年度（以下「対象年度」という。）において工事が完成していること。

(表彰の基準)

第4条 優良工事業者表彰は、次の各号のいずれにも該当し、鴻巣市工事成績評定要領（平成15年7月4日市長決裁。以下「工事成績評定要領」という。）による評点が当該年度で最高の工事を土木工事部門及び建築工事部門ごとに選考する。

- (1) 全ての対象工事における工事成績評定要領による評点75点以上であり、かつ、1以上の対象工事の評点が80点以上であること。
- (2) 鴻巣市建設工事等競争入札参加者の資格等に関する規程（平成17年鴻巣市告示第87号）第3条の鴻巣市建設工事等競争入札参加資格者名簿に3年以上登録されている業者であること。
- (3) 表彰を行う年度の4月1日前1年間から表彰を行う日までの間に入札参加停止の処分を受けていないこと。

2 優良工事現場代理人表彰は、現場管理技術、工事施工技術、熱意等が特に優れている者で次の各号のいずれにも該当する場合に行うものとする。この場合において、現場代理人が複数の対象工事において該当するときは、対象工事ごとに行うものとする。

- (1) 困難な諸条件を克服して対象工事を完成させ、当該工事の工事成績評定要領による評点が80点以上であること。
- (2) 表彰を行う年度の4月1日前1年間から表彰を行う日までの間に入札参加停止の処分を受けていないこと。
- (3) その他事業の遂行に著しく貢献したもの

3 共同企業体における表彰の対象は、第1項の表彰の場合はそれぞれの構成員とし、前項の表彰の場合はそれぞれの現場代理人とする。

4 優良工事現場代理人特別表彰は、第2項の表彰に係る受賞の回数が3回目、5回目及び10回目の場合に行うものとする。

(表彰工事業者の推薦)

第5条 契約検査課長は、工事主管課長と協議の上、前条第1項に該当する業者であると認めるときは、優良工事業者推薦調書（様式第1号）により第7条に規定する鴻巣市優良工事表彰審査委員会（以下「委員会」という。）に推薦するものとする。

(表彰工事現場代理人の推薦)

第6条 工事検査員（鴻巣市工事検査規則（平成15年鴻巣市規則第79号）第3条に規定する検査員をいう。）は、担当監督員と協議の上、第4条第2項に規定する該当者がいるときは、優良工事現場代理人推薦調書（様式第2号）により委員会に推薦するものとする。

(委員会)

第7条 被表彰者の候補者について必要な事項を審査するため、委員会を設置する。

- 2 委員会は、推薦を受けた工事業者及び現場代理人が第4条に規定する表彰の基準を満たしているか審査を行い、被表彰者の候補者を選定し、その結果を市長に報告するものとする。
- 3 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。
- 4 委員長は副市長の職にある者を、副委員長は総務部長の職にある者をもって充てる。
- 5 委員は、鴻巣市行政組織条例（平成14年鴻巣市条例第39号）第1条に規定する室及び部の長（総務部長を除く。）又は危機管理監のうちから市長が任命する。
- 6 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 7 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。
- 8 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 9 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。
- 10 委員会の庶務は、総務部契約検査課で行う。

(被表彰者の決定)

第8条 市長は、委員会の報告により被表彰者を決定する。

(被表彰者数)

第9条 対象年度ごとの被表彰者の数は、特に定めない。

(表彰の方法)

第10条 表彰は市長が行い、次の各号に掲げる表彰は、当該各号に定めるものを授与することにより行うものとする。

- (1) 優良工事業者表彰 表彰状及び盾
- (2) 優良工事現場代理人表彰 表彰状及び記念品
- (3) 優良工事現場代理人特別表彰 表彰状及び盾

2 表彰は、市長が定める日に行う。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年告示第69号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年告示第59号）

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年告示第55号）

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成23年告示第91号）

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年告示第18号）

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年告示第221号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年7月18日告示第209号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年3月30日告示第120号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年4月27日告示第149号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年3月28日告示第117号）

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年4月14日告示第134号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年3月17日告示第68号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年1月14日告示第7号）

この告示は、公布の日から施行する。

別表（第2条関係）

工事部門	工種
土木工事	道路工事
	河川工事
	下水道工事
	上水道工事
	公園工事
	その他これらに類する工事
建築工事	建築工事
	電気設備工事
	機械設備工事
	その他これらに類する工事

様式第1号(第5条関係)  
 様式第1号(第5条関係)

優良工事業者推薦調書	
工 事 部 門	
工 事 名	
工 事 場 所	
受注者の住所及び氏名	
表彰該当事	
推薦理由	
<p>上記のとおり推薦します。            年 月 日            鴻巣市優良工事表彰審査委員会委員長 様</p> <p style="text-align: right;">契約検査課長 氏名 <span style="float: right;">㊟</span></p>	
委員会開催日時	年 月 日 時 分から 時 分まで
意見	
決定理由	
備考	

注 完成写真を添付のこと。

様式第2号(第6条関係)  
 様式第2号(第6条関係)

優良工事現場代理人推薦調書	
工 事 名	
工 事 場 所	
受注者の住所及び現場代理人氏名	
表彰該当事	
推 薦 理 由	
上記のとおり推薦します。 年 月 日 鴻巣市優良工事表彰審査委員会委員長 様  <div style="text-align: right;">工事検査員 氏名 <span style="float: right;">㊟</span></div>	
委 員 会 開 催 日 時	年 月 日 時 分から 時 分まで
意 見	
決 定 理 由	
備 考	

注 完成写真を添付のこと。